

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月19日

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 月崎 義幸

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 チーフ・フィナンシャル・オフィサー
菊岡 稔

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 チーフ・フィナンシャル・オフィサー
菊岡 稔

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 42,000,000,000円
(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 18,000,000,000円
(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 20,000,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年4月12日に提出した有価証券届出書並びに2019年4月18日、2019年4月26日、2019年5月13日、2019年5月15日、2019年5月30日、2019年6月6日、2019年6月12日及び2019年6月14日に提出した有価証券届出書の訂正届出書について、Suwa Investment Holdings, LLCの出資予定者の構成及び内部の機関決定に関して連絡を受けたこと、また、2019年6月19日に事業年度第17期(自2018年4月1日 至2019年3月31日)に係る有価証券報告書を提出したことから、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

a . 割当予定先の概要

c . 割当予定先の選定理由

(2) スポンサー選定の経緯

(4) 本第三者割当が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由

f . 払込みに要する資金等の状況

本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当

本第3回新株予約権付社債第三者割当

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2019年4月12日付で提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」においては、(訂正前)と(訂正後)の記載を比較するため、参照書類としての有価証券報告書等の記載内容からの変更及び追記箇所を示すために付された_____ 罫は表示しておりません。

第一部 【証券情報】

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

(訂正前)

<前略>

(注) 2019年4月12日現在におけるものであります。なお、下記「c . 割当予定先の選定理由 (2) スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当の実行までに、Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.に代わり、TPK Holding Co., Ltd.(以下「TPK」といいます。)(出資比率41.8%)、Harvest Techが組成するファンド(以下「Harvest Fund」といいます。)(出資比率34.5%)並びにCosgrove Global Limited(以下「CGL」といいます。)及びTopnotch Corporate Limited(以下「Topnotch」といい、CGLと併せて以下「CGLグループ」といいます。)(出資比率23.6%)が割当予定先の出資者となる予定であり、決定後、速やかに開示する予定です。TPK、Harvest Fund及びCGLグループ(併せて以下「出資予定者」といいます。)の詳細については、下記「c . 割当予定先の選定理由 (2) スポンサー選定の経緯」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) 2019年4月12日現在におけるものであります。なお、下記「c . 割当予定先の選定理由 (2) スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当の実行までに、Harvest Tech Investment Management Co., Ltd.(以下「Harvest Tech」といいます。)のGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.に代わり、Harvest Techが組成するファンド(以下「Harvest Fund」といいます。)(出資比率36.4%)並びにCosgrove Global Limited(以下「CGL」といいます。)及びTopnotch Corporate Limited(以下「Topnotch」といい、CGLと併せて以下「CGLグループ」といいます。)(出資比率23.6%)が割当予定先の出資者となる予定であり、決定後、速やかに開示する予定です。Harvest Fund及びCGLグループ(併せて以下「出資予定者」といいます。)の詳細については、下記「c . 割当予定先の選定理由 (2) スポンサー選定の経緯」をご参照ください。

<後略>

c. 割当予定先の選定理由

(2) スポンサー選定の経緯

(訂正前)

<前略>

- (注) Suwaコンソーシアムは、当社の戦略的パートナー選定手続に参加することを目的に、台湾証券取引所に上場しているタッチパネル大手であるTPK(所在地：No.13-18, Sec. 6, Minquan E. Rd., Neihu Dist., Taipei City, Taiwan 代表者：Michael Chao-Juei Chiang (Chairman))、北京に本社を持ち中国最大の資産運用会社グループの一つであるHarvestグループに属するプライベートエクイティ投資を行う運用会社であるHarvest Tech(所在地：53F, Shanghai Two ifc, 8 Century Avenue, Pudong New Area, Shanghai, China 代表者：Henry Zhao, PhD (Chairman))、及び台湾に拠点を置くTsai一族(台湾の大手金融持株会社であるFubon Financial Holding Co., Ltdの創業一族)のファミリーオフィスが運用・管理する投資会社であるCGL(所在地：14F No 237 Sec 1 Chien-kuo S Rd Taipei City Taiwan 代表者：Tsai Ming Chung (Director))によって組成された共同体です。また、割当予定先は、Suwaコンソーシアムによる本第三者割当のために設立した会社であり、本資本業務提携契約締結時点までに設立を完了させるために、一旦Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.のみを株主として設立しましたが、今後、Suwaコンソーシアム内の合意に基づき、本第三者割当の実行までにTPK、Harvest Techが組成するHarvest Fund(詳細は未定)、CGL及びCGL同様、台湾に拠点を置くTsai一族のファミリーオフィスが運用・管理する投資会社であるTopnotch(所在地：14F No 237 Sec 1 Chien-Kuo S Rd Taipei City Taiwan 代表者：Tsai Ming Chung (Director))が資本参加し、割当予定先の出資者となる予定であり、決定後、速やかに開示する予定です。なお、China Silkroad Investment Capital Ltd.は、割当予定先の設立及び運営を担っておりますが、本第三者割当実行時においては、割当予定先の出資者とはならない予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) Suwaコンソーシアムは、当社の戦略的パートナー選定手続に参加することを目的に、台湾証券取引所に上場しているタッチパネル大手であるTPK Holding Co., Ltd.(以下「TPK」といいます。)(所在地: No.13-18, Sec. 6, Minquan E. Rd., Neihu Dist., Taipei City, Taiwan 代表者: Michael Chao-Juei Chiang (Chairman))、北京に本社を持ち中国最大の資産運用会社グループの一つであるHarvestグループに属するプライベートエクイティ投資を行う運用会社であるHarvest Tech(所在地: 53F, Shanghai Two ifc, 8 Century Avenue, Pudong New Area, Shanghai, China 代表者: Henry Zhao, PhD (Chairman))、及び台湾に拠点を置くTsai一族(台湾の大手金融持株会社であるFubon Financial Holding Co., Ltdの創業一族)のファミリーオフィスが運用・管理する投資会社であるCGL(所在地: 14F No 237 Sec 1 Chien-kuo S Rd Taipei City Taiwan 代表者: Tsai Ming Chung (Director))によって組成された共同体です。また、割当予定先は、Suwaコンソーシアムによる本第三者割当のために設立した会社であり、本資本業務提携契約締結時点までに設立を完了させるために、一旦Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.のみを株主として設立しましたが、今後、Suwaコンソーシアム内の合意に基づき、本第三者割当の実行までにHarvest Techが組成するHarvest Fund(詳細は未定)、CGL及びCGL同様、台湾に拠点を置くTsai一族のファミリーオフィスが運用・管理する投資会社であるTopnotch(所在地: 14F No 237 Sec 1 Chien-Kuo S Rd Taipei City Taiwan 代表者: Tsai Ming Chung (Director))が資本参加し、割当予定先の出資者となる予定であり、決定後、速やかに開示する予定です。なお、China Silkroad Investment Capital Ltd.は、割当予定先の設立及び運営を担っておりますが、本第三者割当実行時においては、割当予定先の出資者とはならない予定です。また、本資本業務提携契約締結時点においては、Harvest Fund及びCGLグループのほか、TPKも割当予定先の出資者となる予定でしたが、当社は、TPKより、出資予定者から離脱する旨の通知を受けました。一方、割当予定先の新たな出資予定候補者として、Oasis Management Company Ltd.から同社が運用又は助言するファンドから150万米ドルの出資について、2019年6月27日までに出資の実行に必要とされる内部の機関決定に諮る旨の報告を受けました。当社は、出資予定候補者について、今後、反社会的勢力と何らかの関係を有していないことや、払込みに要する資金等の状況等を確認の上、新たな出資予定者に追加する予定です。

<後略>

(4) 本第三者割当が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由

(訂正前)

< 前略 >

一方で、Suwaコンソーシアムとの間では、以下のような内容の業務提携について協議を継続しております。当社としては、このような業務提携の実施は、今後の成長戦略及び企業価値の最大化の観点から最善の策であると判断しております。なお、これらの業務提携に関し、今後開示が必要な事項が生じましたら速やかに開示いたします。

TPKとの液晶ディスプレイビジネスに関する業務提携

TPKとの当該業務提携は、当社が持つ顧客基盤や液晶ディスプレイ製品に係る高い技術力と、TPKが持つ世界的なサプライチェーンマネジメント機能や幅広い顧客基盤を組み合わせることで、当社及びTPKが液晶ディスプレイ分野での協力体制を構築し、互いの企業価値の最大化を図ることを目的としたものです。当社は、中国をはじめ市場競争が激化する中で、当該業務提携を通じてTPKの経営資源を活用することで当社事業の拡大を図り、また、TPKは、液晶ディスプレイビジネスの拡大を図ることが可能であると考えており、当該業務提携は両社の企業価値向上に資するものであると判断しております。この結果、当社及びTPKは液晶ディスプレイビジネスに関する業務提携を推進していくことで合意し、2019年4月12日付でLCD Business Alliance Basic Agreementを締結しております。

Harvest Techとの蒸着方式OLEDディスプレイの量産計画に関する業務提携

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

一方で、Suwaコンソーシアムとの間では、以下のような内容の業務提携について協議を継続しております。当社としては、このような業務提携の実施は、今後の成長戦略及び企業価値の最大化の観点から最善の策であると判断しております。なお、上記「(2) スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、本資本業務提携契約締結時点においては、TPKとの液晶ディスプレイビジネスに関する業務提携についても実施を検討しておりましたが、TPKが出資予定者から離脱したことを受け、当該業務提携の取扱いについては、当事者間で協議の上、決定いたします。今後開示が必要な事項が生じましたら速やかに開示いたします。

Harvest Techとの蒸着方式OLEDディスプレイの量産計画に関する業務提携

< 後略 >

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当

(訂正前)

上記「c. 割当予定先の選定理由 (2) スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、割当予定先は、本資本業務提携契約締結時点までに設立を完了させるために、一旦Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.のみを株主として設立されましたが、今後、本第三者割当の実行までにTPK、Harvest Fund及びCGLグループが資本参加し、割当予定先の出資者となる予定であり、割当予定先は、かかる追加出資による資金をもって本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに充てる予定です。

当社は、割当予定先との間で本有価証券届出書提出日付で締結した本資本業務提携契約において、割当予定先が本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当の払込みに要する資金を確保する旨の表明保証を受けるとともに、割当予定先が、TPK及びCGLグループから取得した割当予定先に対する出資を確約するコミットメントレター(合計360百万米ドル)並びにHarvest Techから取得したHarvest Fundによる割当予定先に対する出資を表明するエンドースメントレター(190百万米ドル)を受領しております(以下コミットメントレター及びエンドースメントレターを併せて「本確約レター」と総称します。)

本確約レターに係る割当予定先の出資予定者のうち、台湾証券取引所に上場しているTPKについては公表されている直近の財務諸表(2018年12月期財務報告書(監査済))を確認しております。また、CGLグループについては、2019年3月下旬時点で保有している高流動性資産の残高が同社のコミットメントレターに記載の金額を上回る旨の報告を受けております。当社は、これらの事項を確認することにより、本確約レターに係る資金の十分性を確認しております。他方で、Harvest Fundは、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、したがって、割当予定先は、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する全額に足りる出資を確保できない可能性があります。

さらに、本確約レターは、()各出資予定者による割当予定先に対する出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされること等が出資の条件とされております。当社は、割当予定先の各出資予定者から、2019年6月14日までにそれぞれ出資の実行に必要とされる内部の機関決定に諮る旨の報告を受けた旨をお知らせしてはりましたが、現時点において内部機関の決定内容の通知を受けておりません。当社は、2019年6月14日までに予定されている割当予定先からの通知の内容を踏まえ、各出資予定先からの出資条件等に変更なく出資の決定がなされた場合においては、通知受領後に速やかに開示いたします。一方、通知内容により、関係者との再協議を要する場においては、速やかに係る協議を行い、その結果につき決定次第開示いたします。

また、()Harvest Fundについては、割当予定先に対する出資の実行に必要とされる許認可等を取得することも出資の条件とされています。Harvest Tech内部の機関決定が行われておらず、ファンドの登録先が未確定であることから、投資の実行に許認可等が必要とされる可能性があります。加えて、()TPK及びCGLグループについては、割当予定先に対する出資の実行は各国の対外投資規制の対象には該当しない旨を本確約レターにおいて確認できていないところ、いずれの出資予定者についても、割当予定先に対する出資の実行が対外投資規制の対象には該当しない旨の報告を受けております。

そのため、割当予定先は、本有価証券届出書提出日現在において、本確約レター記載の本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みのために必要な出資の確約を得ているわけではなく、各出資予定者について上記()の条件が充足されること、Harvest Fundについて上記()の条件が充足されること、加えて、Harvest Fundについて投資家からHarvest Fundへの出資の確約が得られることによりはじめて、本確約レターに記載された出資の確約が得られることとなります。いずれかの出資予定者について上記()の条件が充足されない場合、Harvest Fundについて上記()の条件が充足されない場合、Harvest Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、又はTPK若しくはCGLグループについて上記()の対外投資規制上の許認可を取得できない場合には、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われないうことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

(訂正後)

上記「c. 割当予定先の選定理由 (2) スポンサー選定の経緯」に記載のとおり、割当予定先は、本資本業務提携契約締結時点までに設立を完了させるために、一旦Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏が代表を務めるChina Silkroad Investment Capital Ltd.のみを株主として設立されましたが、今後、本第三者割当の実行までにHarvest Fund及びCGLグループが資本参加し、割当予定先の出資者となる予定であり、割当予定先は、かかる追加出資による資金をもって本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに充てる予定です。

本資本業務提携契約締結時点においては、Harvest Fundのほか、TPK(出資予定金額230百万米ドル)も割当予定先の出資者となる予定でしたが、当社は、TPKより、出資予定者から離脱する旨の通知を受けました。また、CGLグループ(出資予定金額合計130百万米ドル)からは、2019年6月17日時点において内部の機関決定の内容の通知を受けておりません。内部の機関決定の具体的時期の目処は立っておりませんが、引き続きCGLグループに対して状況の確認を行い、開示すべき情報が生じた場合には、速やかに開示いたします。

Harvest Techからは、Harvest Fundによる、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定金額190百万米ドルを200百万米ドルに変更した上で、2019年6月27日までに出資の実行に必要とされる内部の機関決定に諮る旨の報告を受けました。また、割当予定先の新たな出資予定候補者として、Oasis Management Company Ltd.から同社が運用又は助言するファンドから150百万米ドルの出資について、2019年6月27日までに出資の実行に必要とされる内部の機関決定に諮る旨の報告を受けました。さらに、上記の状況を受けて、Harvest TechのGeneral ManagerであるWinston Henry Lee氏からは、割当予定先に対する出資予定額の一部(200百万米ドル)について、出資予定者又は出資予定候補者からの出資確約に不足がある場合には、2019年6月27日までにHarvest Fundから当該不足額を出資するために必要とされる内部の機関決定に諮る旨の報告を受けております。今後当該一部(200百万米ドル)につき出資予定者が確定した場合には、直ちに開示いたします。

当社は、割当予定先との間で本有価証券届出書提出日付で締結した本資本業務提携契約において、割当予定先が本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当の払込みに要する資金を確保する旨の表明保証を受けております。もっとも、TPKについては出資予定者から離脱する旨の通知を受けており、CGLグループからも割当予定先に対する出資を確約するコミットメントレター(合計360百万米ドル)を得ているものの内部の機関決定の具体的時期の目処は立っておりません。さらにHarvest Fundは、2019年6月17日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、出資の実行に必要とされる内部の機関決定も行われていないため、割当予定先は、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する全額に足りる出資を確保できない可能性があります。また、Harvest Fundは、ファンドの登録先が未確定であることから、投資の実行に許認可等が必要とされる可能性があります。

そのため、Harvest Fund以外の者からの割当予定先に対する出資が確保できない場合、Harvest Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、出資の実行に必要とされる内部の機関決定が得られなかった場合、又は割当予定先に対する出資の実行に必要とされる許認可等を取ることができない場合には、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われなことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

本第3回新株予約権付社債第三者割当

(訂正前)

割当予定先は、上記記載のTPK、Harvest Fund及びCGLグループによる追加の出資とは別に、Harvest Fundから更なる追加出資を受けることで、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに充てる資金を調達する予定です。本第3回新株予約権付社債第三者割当は、割当予定先によるかかる資金の調達が完了していること等を条件としております。

そこで、当社は、本確約レターとは別に、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みのために割当予定先がHarvest Techから取得したHarvest Fundによる出資に関するエンドースメントレター(200億円)を確認しております。

もっとも、Harvest Fundは、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、したがって、割当予定先は、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する全額に足りる出資を確保できない可能性があります。

また、当該エンドースメントレターは、()Harvest Fundによる割当予定先に対する出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされること等が出資の条件とされています。また、()割当予定先に対する出資の実行に必要とされる許認可等を取得することも出資の条件とされています。

そのため、割当予定先は、本有価証券届出書提出日現在において、Harvest Fundについて上記()及び()の条件が充足されること、加えて、投資家からHarvest Fundへの出資の確約が得られることによりはじめて、当該エンドースメントレター記載の出資を確保できることとなります。Harvest Fundについて上記()若しくは()の条件が充足されない場合、又は投資家からHarvest Fundへの出資が確保できない場合には、本第3回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われないことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業成長が鈍化する可能性があります。なお、Harvest Fundによる内部の機関決定については、実施後、速やかに開示する予定です。

(訂正後)

割当予定先は、上記記載のHarvest Fund等による追加の出資とは別に、Harvest Fundから更なる追加出資を受けることで、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに充てる資金を調達する予定です。本第3回新株予約権付社債第三者割当は、割当予定先によるかかる資金の調達が完了していること等を条件としております。

当社は、Harvest Techより、Harvest Fundによる本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る出資予定金額200億円についても、2019年6月27日までに出資の実行に必要とされる内部の機関決定に諮る旨の報告を受けました。

もっとも、Harvest Fundは、2019年6月17日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、出資の実行に必要とされる内部の機関決定も行われていないため、割当予定先は、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する全額に足りる出資を確保できない可能性があります。また、Harvest Fundは、ファンドの登録先が未確定であることから、投資の実行に許認可等が必要とされる可能性があります。

そのため、Harvest Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、出資の実行に必要とされる内部の機関決定が得られなかった場合、又は割当予定先に対する出資の実行に必要とされる許認可等を取得できない場合には、本第3回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われないことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業成長が鈍化する可能性があります。なお、Harvest Fundによる内部の機関決定については、実施後、速やかに開示する予定です。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第16期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月19日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第17期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月9日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第17期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月13日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第17期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月22日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2018年8月9日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2018年9月25日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年5月15日に関東財務局長に提出

9 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年5月15日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第17期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月19日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月15日)までの間において追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであり、当該追加箇所は下線で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年5月15日)現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

(27) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、本前提条件が全て満たされることを条件として、2019年4月12日付の取締役会において新株式及び新株予約権付社債の発行の決議を行っており、本新株式第三者割当により840,000,000株(議決権個数8,400,000個)の当社普通株式が発行され、本第2回新株予約権付社債第三者割当により割り当てられる本第2回新株予約権付社債に付された本第2回新株予約権が全て行使された場合、360,000,000株(議決権個数3,600,000個)の当社普通株式が発行され、本第3回新株予約権付社債第三者割当により割り当てられる本第3回新株予約権付社債に付された本第3回新株予約権が全て行使された場合、400,000,000株(議決権個数4,000,000個)の当社普通株式が発行されることとなります。

本新株式第三者割当による新株式発行、本第2回新株予約権付社債第三者割当により割り当てられる本第2回新株予約権付社債に付された本第2回新株予約権の行使、及び本第3回新株予約権付社債第三者割当により割り当てられる本第3回新株予約権付社債に付された本第3回新株予約権の行使により、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(28) 割当先が親会社となるリスク

2019年4月12日付の取締役会に基づき、当社普通株式840,000,000株が発行された場合、割当予定先が保有する当社普通株式に係る議決権保有割合(2019年3月31日現在の総議決権数を基準とする。)は49.82%となることが見込まれ、また、割当予定先指名取締役の人数が当社取締役会の過半数となることが見込まれ当社の意思決定機関を支配するものと考えられることから、割当予定先は当社の親会社に該当することになります。

当社の経営方針についての考え方や利害関係が割当予定先との間で常に一致するとの保証はなく、割当予定先による当社の議決権行使及び保有株式の処分の状況等により、当社の事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(29) 資金繰りに関するリスク

当社単独での事業継続を前提とした場合、当社の足元の運転資金(事業上必要となる資金的支出を含む。)として当社の事業価値の維持に最低限必要と見込まれる現預金残高(連結)は350億円程度であり、2019年4月以降においてこの水準を下回り、事業継続が困難となる可能性があります。

もっとも、本第三者割当の払込みは、本前提条件が全て満たされることを条件としているため、2019年6月以降に行われる予定です。そのため、当社は、2019年4月以降、本第三者割当の払込みまでの間、当社の事業継続に必要な資金を確保するため、2019年4月18日、INCJとの間で、ブリッジ・ローン契約としての金銭消費貸借契約を締結しましたが、今後、当社が本第三者割当の払込みまでの間に、当社の事業継続に必要な資金を追加的に確保する必要がある場合には、当社はINCJとの間で、追加でブリッジ・ローン契約を締結する可能性があります。

当該追加のブリッジ・ローン契約に関しては、当社が必要と判断した場合に、当社とINCJの間で協議を行う予定ですが、当社の事業継続に必要な資金を追加的に確保する必要があるにもかかわらず、INCJからの追加の借入れが想定どおりに行われなかった場合又は本第三者割当の払込みまでの間に借入れを継続できなかった場合、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

また、Harvest Fundは、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、したがって、割当予定先は、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する全額に足りる出資を確保できない可能性があります。他方、本確約レターについても、()各出資予定者による割当予定先に対する出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされること等が出資の条件とされております。また、()Harvest Fundについては、割当予定先に対する出資の実行に必要とされる許認可等を取得することも出資の条件とされております。加えて、()TPK及びCGLグループについては、割当予定先に対する出資の実行が各国の対外投資規制の対象に該当しない旨を上記レターにおいて確認できておりません。そのため、いずれかの出資予定者について上記()の条件が充足されない場合、Harvest Fundについて上記()の条件が充足されない場合、Harvest Fundについて投資家からの出資が確保できない場合、又はTPK若しくはCGLグループについて上記()の対外投資規制上の許認可を取得できない場合には、本新株式第三者割当及び本第2回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われないうことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業継続が困難となる可能性があります。

さらに、本第3回新株予約権付社債第三者割当は、割当予定先による本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する資金の調達が完了していること等も条件としております。そのため、当社は、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みのために割当予定先がHarvest Techから取得したHarvest Fundによる出資に関するエンドースメントレター(200億円)を確認しております。もっとも、Harvest Fundは、本有価証券届出書提出日現在では投資家からの出資の確約を得ているものではなく、したがって、割当予定先は、本第3回新株予約権付社債第三者割当に係る払込みに要する全額に足りる出資を確保できない可能性があります。また、当該エンドースメントレターは、()Harvest Fundによる割当予定先に対する出資の実行に必要とされる内部の機関決定がなされること等が出資の条件とされています。また、()割当予定先に対する出資の実行に必要とされる許認可等を取得することも出資の条件とされています。そのため、Harvest Fundについて上記()若しくは()の条件が充足されない場合、又は投資家からHarvest Fundへの出資が確保できない場合には、本第3回新株予約権付社債第三者割当が想定どおりに行われないうことにより、当社の資金繰りが悪化することで事業成長が鈍化する可能性があります。

(30) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度(2018年4月1日~2019年3月31日)において2期連続で重要な減損損失を計上するとともに、2期連続で営業損失を計上していること、及び5期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月19日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月19日)現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク] の全文削除